



K P M G N e w s l e t t e r

# KPMG Insight

Vol.  
**45**  
November  
2020

会計・監査／税務 Topic ①

KAMの強制適用に向けた課題と必要な対応

[home.kpmg/jp/kpmg-insight](https://home.kpmg/jp/kpmg-insight)



# KAMの強制適用に向けた課題と必要な対応

有限責任 あずさ監査法人

開示高度化推進室

室長 パートナー 関口 智和

2020年3月期から、「監査上の主要な検討事項」(以下「KAM」という)の記載に関する実務が開始されており、2021年3月期から上場企業等の監査報告書におけるKAMの記載が強制適用となります。

KAMの記載は、監査人が監査報告書において定型的でない情報について記載する初めての試みであるほか、早期適用の事例においては、KAMの記載を契機に企業開示への影響が一定程度あった旨が多数報告されています。本稿では早期適用の事例を振り返りつつ、KAMの強制適用に向けた課題と必要な対応について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



関口 智和  
せきぐち ともかず

## 【ポイント】

- 2020年3月期から開始されたKAMの早期適用の事例は50社弱に留まったが、早期適用の事例は2021年3月期の監査や企業における対応を検討する際に有用である。
- 早期適用事例からは、KAMの記載を契機に、財務諸表や財務諸表以外の有価証券報告書における記載内容について追加的な開示が必要になった事例が多数あった旨が報告されている。また、財務諸表利用者からは、KAMの記載と企業開示（事業等のリスク、重要な会計上の見積り、監査の状況に関する記載を含む）との繋がりがより明示的にされるべきとの見解が示されている。
- 2021年3月期の監査や企業における対応の検討にあたっては、こうした点に留意して、早期に具体的な検討に着手することが望まれる。

## I. はじめに

2020年3月期の財務諸表監査から、監査報告書における「監査上の主要な検討事項」(以下「KAM」という)の記載に関する実務が開始され、2021年3月期の財務諸表監査から、上場企業等の財務諸表監査において監査報告書にKAMの記載が義務付けられます。

KAMの記載は、監査人が監査報告書において定型でない情報を記載し、外部者に発信する初めての試みであり、企業開示との関係についてさまざまな実務的な課題が指摘されています。他方、2020年3月期の財務諸表監査から開始された実務経験から、多くの教訓が得られています。

本稿では、早期適用の経験を総括したうえで、2021年3月期の財務諸表監査にあたって企業の観点から留意すべき事項について解説します。

## II. KAMの早期適用から得られた教訓

### 1. 公表データからの概要分析

2020年3月期におけるKAMの記載事例は47の企業に係る財務諸表監査でした<sup>1</sup>。この結果を踏まえると、連結財務諸表の監査報告書においては、2個程度のKAMが、個別財務諸表の監査報告書では、1個程度のKAMが記載されていました。

これをさらに詳しく分析していくと、以下のよう整理できます。

- 被監査会社が属する業種別にみると、金融業の会社に対する監査報告書では比較的多くのケースでKAMが記載されていた一方、同一業種に属する会社でKAMを記載した事例がまったくないケースも多くあった。
- 被監査会社のほとんど(44社)が上場会社であったが、3社は非上場会社であった。なお、これらの非上場会社については、当該会社の親会社の連結財務諸表監査の監査報告書においてKAMが記載されていた。
- 被監査会社(47社)のうち、SEC登録会社が8社あった。これらの会社の監査報告書では、PCAOB監査基準による監査報告書において、同基準で記載が要求されている「監査上の重要な事項(Critical Audit Matters、以下「CAM」という)」が記載されていた。
- KAMの記載は金融商品取引法上の監査報告書でされていたが、会社法監査報告書上でKAMの記載がされた事例も1件

あった。

- 項目別にみると、連結財務諸表監査にあたっては固定資産／のれんの減損損失の計上の要否の検討や貸倒引当金の評価がKAMとされている事例が多かった。他方、個別財務諸表監査報告書では関係会社株式の評価がKAMとされている事例が多かった。

図表1は、早期適用事例について被監査会社の会計基準別の内訳を示したものです。

図表1: 早期適用事例における被監査会社の会計基準

被監査会社が適用する会計基準	被監査会社数
日本基準	24
IFRS	19
米国会計基準	4
計	47

また、項目別の分析は、図表2・3のように示すことができます。

図表2: 連結財務諸表監査におけるKAM

項目	被監査会社数
固定資産の減損	18
のれんの減損	15
貸倒引当金の評価	10
収益認識	9

図表3: 個別財務諸表監査におけるKAM

項目	被監査会社数
関係会社株式の評価	14
収益認識	8
固定資産の減損	5

### 2. KAMの記載に関するテーマ別の分析

KAMの事例をもう少し具体的なレベルでみていくと、以下のような点が気付き事項として挙げられます。

#### (1) KAMとする事項の識別

図表2・3に示されるように、2020年3月期の早期適用事例では、そのほとんどが会計上の見積りに関するもの(固定資産やのれんの減損損失の計上の要否に関する評価を含む)でした。これは、会計上の見積りに関する会計基準の改訂や事業活動の複雑化を踏まえ、監査の実施において、会計上の見積りの合理性および関連する

<sup>1</sup> SEC登録会社に係る監査の特例によって、2019年12月期の財務諸表監査の監査報告書でKAMが開示された事例が1件ありました。これを加えると、これまでの事例は48社に係る財務諸表監査となります。

開示の妥当性の評価に、監査チームの上位者のリソースが最も多く費やされている実態を反映しているものと考えられます。また、今後、会計上の見積りに関する監査の基準が強化されると、この傾向は強まるかもしれません。

しかし、早期適用事例の中には、会計上の見積りに関する事項以外でも、以下のような論点がKAMとされている事例がありました。

- 収益認識計上額の適切性の評価
- ITシステムに関する内部統制の整備・運用状況の評価
- 重要な監査上の論点が生じた要因(例：新型コロナウイルス感染症の拡大や拡大予防措置の強化)による影響が財務諸表に適切に計上されているかの評価

さらに、KAMの記載に先立ち、潜在的影響額と発生可能性という2つの軸から、監査役会等と議論を実施した項目の潜在的な重要性について評価を行い、当該評価結果が前年度の評価結果と比較してどのように変化したかについて、一覧の形式で記載している事例もありました。当該事例は、KAMに該当するとされている事項がどのような理由で監査役等とのコミュニケーションが実施された監査上の論点から選択されたかを財務諸表利用者に説明するために記載されたものと考えられます。

## (2) KAMがないと判断された事例

KAMの早期適用において議論になっていた論点の1つに、「KAMがないと報告するケースがどの程度あるか」という点がありました。具体的には、実務上、大型の企業買収等の通例でない重要な事象に該当しない場合、こうした論点を本当に監査報告書に記載すべきなのかという疑問が監査実務において呈されました。この点、2019年7月に日本公認会計士協会から公表されたQ&Aでは、KAMがないと判断されるのは、「強いてあげるとすれば、たとえば、事業活動を行っていない純粋持株会社が考えられる」とされていました。

早期適用の事例では、KAMがないと判断された事例は、必ずしも事業活動を行っていない純粋持株会社の監査に限定されるものではなかったものの、事業会社を傘下に抱える持株会社の個別財務諸表監査を除いて、KAMがないと判断された事例はありませんでした。

## (3) KAMの記載を踏まえた企業情報の追加的な開示

KAM記載の早期適用にあたって最も関心を集めていた論点が、KAMの記載を契機として、企業情報の追加的な開示が必要となるかに関する点でした。

この点、2020年3月期においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正が施行され、各企業において有価証券報告書における記述情報の大幅な拡充がされていたこともあり、前事業年度の開示と比較して拡充された開示情報がKAMの記載によるものか否かについて、公表データからのみでは識別できません。

しかし、当法人における経験では、早期適用事例のうち過半の監

査業務において、KAMの記載を契機として、財務諸表における注記事項、または、事業等のリスクや会計上の見積りに関する記載を拡充した事例がありました。また、IFRSや米国会計基準の適用企業においては、財務諸表の注記事項に関する追加的な開示の拡充の程度が比較的限定的だった一方で、これまで開示の程度が比較的限定的だった日本基準の適用企業においては相当な追加開示を行った事例もあったようです。

なお、記述情報の拡充に関する要請を踏まえ、KAMの記載にあたって課題とされた企業の未公表情報の開示に関する課題が解決されたという事例も含めると、開示を拡充した企業の割合はさらに大きくなります。

## (4) 会社法監査報告書においてKAMが報告された事例

金融庁／企業会計審議会では、KAMの記載要求を監査基準に導入すべきか否かについて、会社法上の監査報告書においてKAMを記載すべきかが重要な論点の1つとされました。審議では、株主総会前にKAMが提供されることが望ましいこと等を踏まえると会社法上の監査報告書においてもKAMを記載すべきとの指摘があった一方で、会社法上の監査報告書に記載するには日程上課題があるとの指摘が示され、当面、会社法上の監査報告書においてはKAMの記載を求めないとされました。

このように会社法では監査報告書におけるKAMの記載は任意とされていますが、2020年3月期の監査では、会社法上の監査報告書においてKAMが記載されていた事例が1件ありました。当該事例では、会社法上の監査報告書が公表された時点で、KAMに記載した情報のうち重要なものが企業からも開示されていたようです。

## (5) 株主総会における対応

KAMの早期適用にあたっては、これが株主総会における議論の対象になるかどうかについて関心が集まっていました。

この点に関する網羅的な調査は困難ですが、ほとんどの早期適用事例では、株主総会でKAMが取り上げられ、議論になった事例はなかったようです。

## 3. 早期適用の事例に対する財務諸表利用者の見解

財務諸表利用者からは、2020年3月期の監査におけるKAMの事例について概ねポジティブに評価する見解が聞かれているようです。これは、早期適用事例では、監査チームにおいて企業と早期の段階から協議を開始したほか、監査法人内部においても多層的な審査プロセスを経る等、相当の時間を掛けて文案が詰められていった事例が多かったことを反映したものと考えられます。

他方で、一部の財務諸表利用者からは、以下のような見解が聞かれています。

- KAMの決定理由および内容の記載と監査上の対応との関連

が分かりにくかった。

- 企業から開示されていない機密情報といえるようなものが記載されていなかった。
- 監査上の対応の記載に専門用語が多く用いられており、監査実務経験のない者にはわかりにくかった。

さらに、財務諸表利用者からは、以下のように、KAMの記載と企業開示との繋がりが分かりにくいとの指摘もされています。

- KAMで記載されている事項の内容を理解するために、有価証券報告書の事業等のリスクや重要な会計上の見積りの記載、または財務諸表における注記事項を参照しても、KAMの記載の前提となる背景が十分に理解できなかつた。
- KAMに該当するとされた事項が、企業のガバナンスにおいてどのような問題意識がもたれ、解決されたかが分かりにくかつた。たとえば、KAMとして識別された事項への対応が、有価証券報告書の「監査の状況」における「監査役等の活動状況」に記載されていると、監査役等がKAMとされた事項への監査上の対応をどのように評価し、どのような対応がされたかをより適切に理解でき、結果として、企業のガバナンスが機能しているかを評価するのに役立つのではないかと。

### III. KAMの強制適用に向けた課題と必要な対応

以上に記載した早期適用の事例を踏まえると、企業におけるKAMの強制適用に向けた課題およびこれについて必要な対応として、以下のような点が挙げられます。

#### 1. KAMの識別について

2020年3月期における早期適用事例を踏まえると、連結財務諸表監査においては、これまでに実施されていた監査人とのコミュニケーションにおいて報告されていた監査上の論点を出発点としたうえで、固定資産やのれんの減損損失の認識の要否の検討のような会計上の見積りに関する会計上の論点のほか、ITシステムの評価や収益認識に関する会計上の論点がKAMに該当する可能性があるかについて、ディスカッションを行うことが考えられます。

特に、収益認識については、現行の会計基準に基づく会計処理に関する監査上の論点のみならず、2021年4月より開始される連結会計年度または事業年度から企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が適用されることも考慮し、未適用の会計基準に関する注記事項がKAMに該当する可能性があります。

また、継続企業の前提に関する重要な不確実性について注記をすべきかどうかについて検討を行ったものの、注記しないと結論づけた場合、これが当年度の監査において特に重要な事項に該当す

ると判断され、KAMとして記載することもあり得ます。こうした事例は、早期適用事例ではありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一部の業種では特に資金繰りについて懸念が高まっているという指摘もあり、こうした点がKAMとされるケースがあるかもしれません。

#### 2. KAMの記載について

早期適用の事例に対する財務諸表利用者からのフィードバックを踏まえると、KAMの記載にあたっては、KAMの決定理由および内容について、財務諸表の注記事項やそれ以外の有価証券報告書における記載との関連を意識して、全体として財務諸表利用者にとって理解しやすい情報となっているかに留意することが、極めて重要と考えられます。このため、監査チームと企業の財務・経理部門の責任者や監査役等との間で早期の段階から協議を開始し、企業開示という観点から全体的に俯瞰し、どこにどのような情報を開示するかについて意識のすり合わせを行うことが必要となります。

特に、早期適用事例においてIFRS適用企業においても財務諸表の注記事項の拡充が一定程度されていた事例が少なからずあったことを踏まえると、日本基準適用企業においては、追加的な開示についての検討が一層必要になると考えられます。この点、日本基準適用企業においては、2021年3月期から、企業会計基準第31号「会計上の見積りに関する会計基準」が適用され、固定資産について減損損失の認識は行わないとした場合でも、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを検討したうえで、当該固定資産が開示すべき項目とされることも考えられます。この場合、当該開示の検討にあたってKAMの記載との関連を検討することは有意義な場合があります。

さらに、2020年3月期から開始された記述情報の開示の拡充についても道半ばとの指摘もあるほか、2022年3月期からは、その他の記載内容について新たな監査基準が適用され、監査人としても従来とは異なる責任を負うようになることも見込まれています。このため、有価証券報告書における事業等のリスクや重要な会計上の見積りに関する開示についても、KAMの文案を踏まえ、関連する事項について追加的な開示を行うべきかについて検討することも考えられます。

また、KAMが英文の監査報告書においても記載されることを踏まえ、英文のアンニュアルレポートにおける開示のあり方についても検討する必要性が生じる可能性があります。KAMの記載を契機とした開示の拡充に関する検討にあたっては、この点にも留意することが望まれます。

#### 3. 株主総会への対応について

2020年3月期における早期適用の事例を踏まえると、KAMの記

載について株主総会で質問される可能性は必ずしも高くはないと考えられます。

他方、実務的には、この点についてまったく対応しないと結論づける企業はほとんどないように考えられます。このため、企業においては、早期適用事例における検討も踏まえつつ、KAMに関する情報を株主総会前に株主に提供できるようにする必要があるかについて検討するとともに、監査チームとの間で、株主総会に向けてどのような点について留意しておく必要があるかについてディスカッションを行うことが考えられます。

## IV. おわりに

2021年3月期の監査においては、2020年3月期の監査で50件弱に留まっていたKAMの記載事例が3,000件程度にまで急激に増加することが見込まれます。

当法人を含め多くの監査法人において、KAMの検討は法人としての品質管理の観点から、監査チームレベルですべて完結し得るものではなく、法人内部における多層的なレビュー・プロセスを経て決定されていくものと考えられます。また、筆者は2020年3月期の監査において当法人のKAMの記載について実務的な責任者として対応してきましたが、筆者個人としても、KAMの記載は早期適用における少数の監査業務を対象とした検討ですら、相当程度負荷のあるものだったという実感があります。

こうした点を踏まえると、2021年3月期の監査におけるKAMの検討に向けては、本稿で記載した内容を踏まえつつ、早期に監査チームとの協議を開始し、監査プロセス、監査役等の対応、企業開示に対してどのような影響があるかを検討することが、円滑な実務に向けて極めて重要と考えられます。

当法人は、上記に記載したKAMの記載を契機とする対応も含め、国内外において企業開示の拡充への対応が重要な課題となっている状況に鑑み、2020年9月に品質管理本部／会計プラクティス部に「開示高度化推進室」を設置しました。開示高度化推進室は、制度対応を円滑な対応を進めるとともに、さらなる付加価値を提供できるよう、今後、監査チームおよび企業の取組みをサポートしていきます。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人  
パートナー 関口 智和  
TEL:03-3548-5102 (代表電話)  
tomokazu.sekiguchi@jp.kpmg.com

## KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.